フロン類回収業者の登録の手引き

神奈川県

横浜市

川崎市

相模原市

横須賀市

藤沢市

平成２７年８月

はじめに

平成１７年１月１日以降、神奈川県内において使用済自動車の引取りを業として行うためには、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、神奈川県知事（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び藤沢市においてはそれぞれの市長）の登録を受けなければなりません。有効期限については、登録日から５年間となります。

この手引きは、フロン類回収業者の登録手続き等について説明しております。

自動車リサイクル法の目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

１　使用済自動車とは・・・

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

なお、フロン類回収業者には引取業者から引き渡され、フロン類の回収が終了した後は、解体業者に引き渡すことになります。

２　フロン類回収業者の登録が必要な方は・・・

県所管区域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び藤沢市の区域を除く神奈川県の区域）で、使用済自動車からフロン類の回収を業として行おうとする事業者は、神奈川県知事の登録を受けなければなりません。

また、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市又は藤沢市で使用済自動車からフロン類の回収を業として行おうとする事業者は、各市長の登録を受けなければなりません。

＊県の登録を受けているフロン類回収業者が、県所管区域内の別の場所に事業所を追加した場合は、既に登録を受けた地域県政総合センターに変更届を提出してください。
（詳細はＰ８（７）をご覧ください。）

３　登録手続きをするには・・・

所管する行政庁ごとに、登録申請書を提出してください。（所在地、連絡先は３頁を参照）

例１）横浜市､川崎市、平塚市及び茅ヶ崎市の４ケ所に事業所を有する場合

横浜市、川崎市及び湘南地域県政総合センター

例２）相模原市、横須賀市、海老名市及び鎌倉市の４ケ所に事業所を有する場合

相模原市及び横須賀市並びに県央地域県政総合センター又は横須賀三浦地域県政総合センター

［行政区域の所管区域等］

行政庁名		所在地	電話番号	管轄区域
神奈川県	横須賀三浦地域県政総合センター環境部 （県横須賀合庁内） （＊）	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19	046-823-0210	鎌倉市、逗子市、 三浦市、葉山町
	県央地域県政総合センター環境部 （県厚木合庁内） （＊）	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1	046-224-1111	厚木市、大和市、 海老名市、座間市、 綾瀬市、愛川町、清川村
	湘南地域県政総合センター環境部 （県平塚合庁内） （＊）	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711	平塚市、茅ケ崎市、 秦野市、伊勢原市、 寒川町、大磯町、二宮町
	県西地域県政総合センター環境部 （県小田原合庁内） （＊）	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町、真鶴町
	神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課	〒251-8588 横浜市中区日本大通 1	045-210-4156	制度に関する問い合わせ
横浜市資源循環局事業系対策部産業廃棄物対策課		〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル 8 階	045-671-4090	横浜市
川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課		〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1	044-200-2593	川崎市
相模原市環境経済局資源循環部廃棄物指導課		〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15	042-769-8335	相模原市
横須賀市資源循環部廃棄物対策課		〒238-8550 横須賀市小川町 11	046-822-8418	横須賀市
藤沢市環境部 環境総務課		〒251-8601 藤沢市朝日町１－６　ＮＴＴ藤沢ビルＤ棟２階	0466-25-1111	藤沢市

（＊）県の登録を受けている（登録申請中も含む）フロン類回収業者が、登録を受けた地域県政総合センターが管轄していない県所管区域に事業所を追加する場合（２地域に同時に登録する場合も含む。）に必要な手続きは、既に登録を受けた地域県政総合センターへの変更の届出です。

4　登録申請手続（新規）

(1) 登録申請書の提出

提出部数は、正本１部、副本１部（但し、副本は申請書の控え）としてください。なお、副本はコピーでもかまいません。

種　類	内　　容
申請書	フロン類回収業者登録申請書（省令様式第３）
添付書類	申請者が法第 56 条第１項各号（第１号から７号）までのいずれにも該当しないことについての誓約書
	申請者が個人である場合は、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるもの）
	申請者が法人である場合は、登記事項証明書（商業登記法に係るもの）
	申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるもの） ※法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書
	フロン類回収設備の所有権（もしくは使用権原）を有することを証する書類
	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

※住民票の写し又は登記事項証明書は、発行後３か月以内のもの

☆ 登録基準について

○ 登録を行うには以下の基準を満たすことが必要となります。

・使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
・申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収するフロン類の種類に対応するものであること。

○ また、欠格要件（法第４５条第１項各号）に該当していないことが必要となります。

(2) 登録申請手数料：4,000 円

申請の際には手数料が必要です。申請書の記載内容について**事前に窓口担当者の確認を受けた後に、**

・神奈川県の場合は収入証紙を購入し添付
・横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市又は藤沢市の場合は納付書により指定金融機関に振込により納付してください。

５　登録後のフロン類回収業者の責務は・・・

(1) 引取義務

フロン類回収業者は、引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取らなくてはなりません。(法第１１条)

※正当な理由とは

その他やむを得ない事由により、使用済自動車の引取りが困難である場合
(例:事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難である場合)

① 使用済自動車に異物が混入している場合（例：使用済自動車に他のごみが詰められている場合)

② 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例：大量一括持ち込みの要請がある場合、乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合等自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合)

③ 使用済自動車の引取りの条件が通常の取引きと著しく異なるものである場合（例：極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合、条件交渉なく一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合)

④ 使用済自動車の引取りが法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（例：盗難車と分かっていて引き取る場合、高圧ガス保安法違反になる場合等)

(2) 回収したフロン類の引渡義務

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準に従ってフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き、フロン類運搬基準に従って、自動車製造業者等に引き渡さなくてはなりません。(法第１２条、第１３条、第２２条)

☆フロン類回収基準及びフロン類運搬基準は、フロン排出抑制法の基準と同じものとなります。

① フロン類回収基準

一　使用済自動車の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間が経過した後、下表第１の左欄に掲げるフロン類の充てん量に応じ、右欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。

表

フロン類の充てん量	圧力
２ｋｇ未満	0.1MPa
２ｋｇ以上	0.09MPa

二　フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者※が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

※十分な知見を有する者とは

自動車の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した方、例えば、フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者、自動車電気装置整備士、その他自動車整備業務、エアコン整備業務、フロン類回収業務の経験を有する者等が十分な知見を有する者と考えられます。

② フロン類運搬基準

一　回収したフロン類の移充てんをみだりに行わないこと。

二　フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

(3) 引渡義務

フロン類回収業者は、フロン類を回収した使用済自動車を、解体業者へ引き渡さなくてはなりません。（法第１４条）

(4) 報告義務

使用済自動車の引取り・引渡しとフロン類の引渡しから３日以内に、電子マニフェスト制度を利用して、情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行わなくてはなりません。

また、毎年度終了後１月以内に、事業所ごとに、フロン類の再利用量等（下記参照）を、情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に報告しなくてはなりません。（法第８１条第３～６項）

＜毎年度、事業所ごとに定期報告が必要な項目＞

・年度内に自動車製造業者等又は指定再資源化機関（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に引き渡したフロン類の種類（ＣＦＣ・ＨＦＣ）ごとの量
・年度内に再利用をしたフロン類の種類（ＣＦＣ・ＨＦＣ）ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号
・年度終了の日において保管していたフロン類の種類（ＣＦＣ・ＨＦＣ）ごとの量

なお、法に定める手数料を納めて移動報告を書面で提出することができます。（法第８２条第３項）

※電子マニフェストとは
　自動車リサイクル法では、各関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者）が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を情報管理センターに原則パソコンによる電子情報で報告する電子マニフェスト制度が導入されました。
　電子マニフェストの主な機能は、
① 使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保
② リサイクル料金等の支払いの証拠
③ 関連制度への情報提供
④ 使用済自動車等に関する統計情報の整備
が挙げられます。電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能となり、使用済自動車等の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

(5) 運搬時の義務

フロン類回収業者が、使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従わなくてはなりません。（法第１２２条第７項）

(6) 標識の掲示を行う義務

フロン類回収業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦・横２０㎝以上であって、氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類、登録番号を記載した標識を掲げる必要があります。（法第５９条）

(7) 次の届出を行う義務（法第５７条、第５９条）

① 廃業等の届出
当該事実が発生した日から３０日以内に届出

② 変更の届出　→【変更届出書［省令様式第４号］】
次に掲げる事項に変更があったときは、当該事実が発生した日から３０日以内に届出

変更事項	添付書類
ア　個人の氏名及び住所	○　誓約書 ○　住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるもの）
イ　法人の名称及び所在地	○　誓約書 ○　登記事項証明書（法人の名称及び所在地の変更前及び変更後の内容が確認できるもの）
ウ　事業所の名称及び所在地	○　誓約書
エ　法人の役員	○　誓約書 ○　登記事項証明書（役員が就任、退任したことが確認できるもの）
オ　法定代理人	○　誓約書 ○　住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるもの） ※法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書
カ　回収しようとするフロン類の種類、フロン類回収装置の種類、能力及び数 ただし、フロン類回収装置の能力又は数の変更であって、回収しようとするフロン類の種類を変更しない場合を除く。	○　誓約書 ○　フロン類回収設備の所有権を有することなどを証明する書類 ・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちのいずれかの写し ・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちのいずれかの写し ○　フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ・変更届出書に記載された項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

※住民票の写し又は登記事項証明書は、発行後３か月以内のもの

※県の登録を受けているフロン類回収業者が、県所管区域内の別の場所に事業所を移転・追加した場合は、「ウ　事業所の名称及び所在地」の変更に該当します。

(8) 登録の更新について

登録有効期間は５年間です。期限が到来するときは、更新申請の手続きを行うことが必要です。

更新申請の手続きは、登録有効期限の２ヶ月前から受け付けます。「フロン類回収業者登録の更新申請書（省令様式第３号)」及び添付書類（４頁の４(1)に記載の添付書類に同じ）を所管する行政庁の窓口（所在地、連絡先は３頁を参照）に提出してください。